くらしき健康福祉プラザ・
倉敷市障がい者デイサービスセンター・
倉敷市保健所
屋外清掃業務基準書

くらしき健康福祉プラザ、倉敷市障がい者デイサービスセンター及び倉敷市保健所の屋外清掃業務は，この業務基準書に基づき実施するものとする。

1　従事者の配置等

(1)　清掃業務を遂行するため，清掃業務に支障のないよう適格なる従事者を配置しなければならない。

2　報告義務

(1)　庁舎敷地内及び庁舎内において異常事態を発見，もしくはその恐れがあるとき，倉敷市にその旨を直ちに届け出なければならない。

3　清掃作業上の注意事項

(1)　常に服装を正し，清潔かつ衛生的に清掃を行うものとする。

(2)　常に言語，態度をよくし，市民等に不快感を与えないよう努めなければならない。

(3)　清掃業務を総括するため現場責任者を選任し，清掃業務の総括及び指揮監督その他一切の事項を処理するものとする。

4　清掃業務

(1)　清掃の場所及び清掃方法は，次のとおりとする。

ア　ごみ，落ち葉の巡回拾い掃き掃除

イ　ごみ箱のごみの回収

ウ　自転車置き場の掃き掃除

エ　足洗い場の掃除

オ　側溝の掃除

カ　緑地の除草，灌水

キ　花壇の除草，灌水

ク　芝生地の除草・灌水

ケ　落ち葉の収拾

コ　芝生地の芝刈り（年２回）

サ　西側用水路清掃（年２回）

シ　芝焼き

(2)　作業時間等

ア　清掃作業は，原則として１カ月に１２日とし，月曜日，水曜日，金曜日の午前７時３０分から午前１１時３０分までとする。

イ　作業は，効率的かつ迅速に行い，利用者や他の業務に支障のないように配慮しなければならない。

5　その他の留意事項

(1)　業務にあたっては，職員及び来庁者の安全を確保するための措置を講じなければならない。

(2)　火災防止に留意し，ガソリン等引火性危険物及び毒性のあるものは使用してはならない。但し，倉敷市が認めた場合はこの限りでない。